

# Radiata Increase



FP3 級

2021 年 1 月

実技

個人資産相談業務

過去問解説

## 《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

## 《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



----- 解答にあたっての注意 -----

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2020年10月1日現在  
施行の法令等に基づいて解答してください。  
なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮  
しないものとします。
2. 問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
3. 各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》  
までとなっています。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従  
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
5. 各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてくだ  
さい。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（39歳）は、妻Bさん（38歳）および長女Cさん（7歳）との3人暮らしである。Aさんは、公的年金制度の遺族給付の額や公的介護保険の給付内容等を確認したいと思っている。そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんの家族構成＞

Aさん : 1981年11月14生まれ

会社員（厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険に加入）

妻Bさん : 1982年6月24生まれ

国民年金に第3号被保険者として加入している。

長女Cさん : 2013年7月7生まれ

＜公的年金加入歴（2020年12月分まで）＞

|     |                           |                  |     |
|-----|---------------------------|------------------|-----|
|     | 20歳                       | 22歳              | 39歳 |
| Aさん | 国民年金<br>保険料納付済期間<br>(29月) | 厚生年金保険<br>(201月) |     |

|      |                           |                 |                |     |
|------|---------------------------|-----------------|----------------|-----|
|      | 20歳                       | 22歳             | Aさんと結婚         | 38歳 |
| 妻Bさん | 国民年金<br>保険料納付済期間<br>(34月) | 厚生年金保険<br>(84月) | 国民年金<br>(105月) |     |

※妻Bさんおよび長女Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》

現時点（2021 年 1 月 24 日）において A さんが死亡した場合、妻 B さんに支給される遺族基礎年金の年金額（2020 年度価額）は、次のうちどれか。

- 1) 781,700 円
- 2)  $781,700 \text{ 円} + 224,900 \text{ 円} = 1,006,600 \text{ 円}$
- 3)  $781,700 \text{ 円} + 224,900 \text{ 円} + 75,000 \text{ 円} = 1,081,600 \text{ 円}$

## 【答え】

### ＜遺族年金＞

国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

遺族基礎年金・遺族厚生年金があります。

#### ●遺族基礎年金の受給要件

- ・国民年金の加入者、老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上。
- ・死亡した者の基礎年金の保険料納付期間が加入期間の2/3以上。
- ・過去1年間に保険料の滞納がないこと。

#### ●遺族基礎年金支給額

被保険者の死亡時、生計を維持されていた遺族(※)が対象

(※) 子のある年収850万円未満の配偶者(妻または夫)

子とは18歳到達年度の3月末日、20歳未満で障害等級1級または2級。

子供の数により支給額は違います。(令和2年度額)

子供1人 :  $781,700 \text{ 円} + 224,900 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} = 1,006,600 \text{ 円}$

子供2人 :  $781,700 \text{ 円} + 224,900 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 1,231,500 \text{ 円}$

子供3人 :  $781,700 \text{ 円} + 224,900 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} + 75,000 \text{ 円} = 1,306,500 \text{ 円}$

子供4人以上 : 1人増えるごとに75,000円追加

なお、条件を満たす配偶者と子がいる場合は、配偶者に権利があり、子には支給されません。

Bさんには子(7歳)が1人いるので、Bさんが受給できる遺族基礎年金の金額は、

$$781,700 \text{ 円} + 224,900 \text{ 円} = 1,006,600 \text{ 円}$$

したがって正解は 2) です。

## 《問 2》

Mさんは、現時点（2021 年 1 月 24 日）において A さんが死亡した場合に妻 B さんに支給される遺族厚生年金の金額等について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（①）に相当する額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が（②）に満たないときは、（②）とみなして年金額が計算されます。

また、長女 C さんの 18 歳到達年度の末日が終了すると、妻 B さんの有する遺族基礎年金の受給権は消滅します。その後、妻 B さんが 65 歳に達するまでの間、妻 B さんに支給される遺族厚生年金の額に（③）が加算されます」

- 1) ① 3 分の 2 ② 300 月 ③ 加給年金額
- 2) ① 4 分の 3 ② 240 月 ③ 加給年金額
- 3) ① 4 分の 3 ② 300 月 ③ 中高齢寡婦加算

## 【答え】

国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

遺族基礎年金・遺族厚生年金があります。

遺族年金を受け取るには、死亡した者の年金の納付状況・遺族年金を受け取る方の年齢・優先順位などの条件が設けられています。

### ●遺族厚生年金の受給要件

- ・老齢厚生年金の受給資格期間 25 年以上の者が死亡した時
- ・被保険者が死亡した時、保険料納付期間が加入期間の 2/3 以上。
- ・過去 1 年間に保険料滞納がないこと。
- ・被保険者であった時の傷病により、初診日から 5 年以内に死亡。
- ・障害厚生年金 1 級・2 級の受給権者

### ●遺族厚生年金支給額

- ・被保険者の死亡時点で老齢厚生年金の報酬比例部分の 3/4 相当額
- ・被保険期間が 300 月未満の場合は 300 月として計算されます。

### ●中高齢寡婦加算とは

夫死亡時に 40 歳以上で、子のいない妻や、子があってもその子が遺族基礎年金における加算対象外となったときに、40 歳以上の妻には、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算されます。

本問では、妻 B さんには、遺族基礎年金の支給対象となる子である C さんがいる(18 歳未満)ため、現時点では中高齢寡婦加算の対象外ですが 18 歳到達年度の末日が終了すると加算対象となります。。

したがって正解は

3) ① 4 分の 3 ② 300 月 ③ 中高齢寡婦加算



《問3》

Mさんは、公的介護保険（以下、「介護保険」という）の保険給付について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「介護保険の被保険者は、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の医療保険加入者である第2号被保険者に区分されます」
- 2) 「第2号被保険者は、要介護状態となった原因が特定疾病であるか否かにかかわらず、介護給付を受けることができます」
- 3) 「第2号被保険者が介護給付を受けた場合、実際にかかった費用（食費、居住費等を除く）の3割を自己負担する必要があります」

【答え】

1) は適切

介護保険の被保険者は、第1号被保険者 65 歳以上、  
と医療保険加入者である第2号被保険者 40 歳以上 65 歳未満に区分  
されています。

2) は不適切

40 歳以上 65 歳未満の第2号被保険者は、老化に伴う特定疾病によ  
って要介護状態・要支援状態になった場合に限り介護保険からの給  
付を受けることができます。

3) は不適切

第2号被保険者の自己負担割合は所得の多寡によらず1割です。  
介護保険の第1号被保険者の自己負担割合は原則1割、一定以上の  
所得がある人は2割または3割となっています。

したがって正解は 1) です。

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

-----《設 例》-----

会社員のAさん（30歳）は、株式や投資信託による運用を考えている。Aさんは、先日、会社の上司から「私は配当金と株主優待を目的に上場企業の株式を10銘柄以上保有している。投資未経験のAさんの場合、最初はつみたてNISAがいいのではないか」と言われた。

そこで、Aさんは、金融機関に勤務するファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Mさんは、Aさんに対して、X社株式（東京証券取引所市場第一部上場）およびY投資信託を例として、説明を行うことにした。

< X社に関する資料 >

|           |           |
|-----------|-----------|
| 総資産       | 1兆6,000億円 |
| 自己資本（純資産） | 9,600億円   |
| 当期純利益     | 1,200億円   |
| 年間配当金総額   | 450億円     |
| 発行済株式数    | 3億株       |
| 株価        | 4,000円    |
| 決算期       | 3月31日     |

※決算期：2021年3月31日（水）（配当の権利が確定する決算期末）

< Y投資信託（公募株式投資信託）に関する資料 >

銘柄名：日経225インデックスファンド（つみたてNISA対象商品）

投資対象地域／資産：国内／株式

信託期間：無期限

基準価額：13,000円（1万口当たり）

決算日：年1回（9月10日）

購入時手数料：なし

運用管理費用（信託報酬）：0.187%（税込）

信託財産留保額：なし

※《設例》および各問において、以下の名称を使用している。

- ・非課税上場株式等管理契約に係る少額投資非課税制度を「一般NISA」という。
- ・非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度を「つみたてNISA」という。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 4》

はじめに、Mさんは、X社株式の投資指標および投資の際の留意点について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「＜X社に関する資料＞から算出されるX社のROEは、12.50%です」
- 2) 「＜X社に関する資料＞から算出されるX社株式の配当利回りは、37.50%です」
- 3) 「Aさんは、権利付き最終日である2021年3月31日（水）までにX社株式を買付約定（購入）すれば、X社株式の次回の期末配当を受け取ることができます」

## 【答え】

1) は適切

ROE（自己資本利益率）は、ある期間の企業活動において株主の投資額に比べ、どれだけ効率的に利益を獲得したかを判断するのに用いられる指標です。

$$\text{ROE}(\%) = \text{当期純利益} \div \text{純資産} \times 100$$

X社の当期純利益は1,200億円、自己資本（純資産）は9,600億円ですので、

$$\text{ROE}(\%) = 1,200 \text{ 億円} \div 9,600 \text{ 億円} \times 100 = 12.5\%$$

2) は不適切

配当利回り(%)は、株価に対する年間配当金の割合を示す指標。

$$= 1 \text{ 株当たり年間配当金} \div \text{株価} \times 100 \quad \text{となります。}$$

X社の年間配当金総額450億円を発行済株式数3億株

1株当たり年間配当金は150円、株価は4,000円ですので、

$$\text{配当利回り}(\%) = 150 \text{ 円} \div 4,000 \text{ 円} \times 100 = 3.75\%$$

3) は不適切

権利付最終日とは、株主がその銘柄を保有することで株主権利を得ることができる最終売買日を指します。

上場株式の引渡しは約定日から起算して3営業日後となります。

権利確定日の2営業日前の日が権利付き最終取引日になります。

2021年3月31日（水）が権利確定日ならば、権利付き最終取引日は2021年3月29日（月）となります。

《問5》

次に、Mさんは、Y投資信託について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「Y投資信託のベンチマークである日経平均株価は、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式の全銘柄を対象とする時価総額加重型の株価指標です」
- 2) 「つみたてNISAの対象となる投資信託は、Y投資信託のような投資対象地域を日本国内とする投資信託に限定されており、海外を投資対象地域とする投資信託は対象となっていません」
- 3) 「つみたてNISAの対象となる公募株式投資信託は、Y投資信託のように、購入時手数料がゼロであることが要件の1つとなっています」

## 【答え】

1) は不適切

日経平均株価とは東京証券取引所市場第一部に上場している株式のうち **225 銘柄**の株価合計を銘柄数で割った**修正平均型**の株価指数です。＜通称 日経 225＞

本問での内国普通株式の**全銘柄**を対象とする**時価総額加重型**とするのは**東証株価指数（TOPIX）**の説明です。

2) は不適切

つみたて NISA 口座の対象となる投資信託には、**投資対象地域は国内外**としている投資信託も含まれています。

3) は適切

つみたて NISA 投資対象商品

長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限定

例えば公募株式投資信託の場合、以下の要件をすべて満たすもの

- ・ **販売手数料はゼロ（ノーロード）**
- ・ **信託報酬は一定水準以下**  
（例：国内株のインデックス投信の場合 0.5%以下）に限定
- ・ 顧客一人ひとりに対して、その**顧客が過去 1 年間に負担した信託報酬の概算金額を通知すること**
- ・ 信託契約期間が**無期限または 20 年以上**であること
- ・ **分配頻度が毎月でないこと**
- ・ **ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと**

《問6》

最後に、Mさんは、「一般NISA」および「つみたてNISA」についてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「つみたてNISAでは、年間の非課税投資枠は120万円、非課税期間は最長5年となります」
- 2) 「X社株式を購入する場合、一般NISAを利用することが考えられますが、一般NISAとつみたてNISAは、同一年中において、併用して新規投資等に利用することはできません」
- 3) 「仮に、AさんがつみたてNISAで購入した公募株式投資信託を解約（売却）した場合、譲渡益に対して20.315%相当額が源泉徴収等されます」



## 【答え】

1)は、 不適切

つみたて NISA の非課税投資枠は年間 40 万円、非課税期間は最長で 20 年です。

本問は一般 NISA の説明です。

2)は、 適切

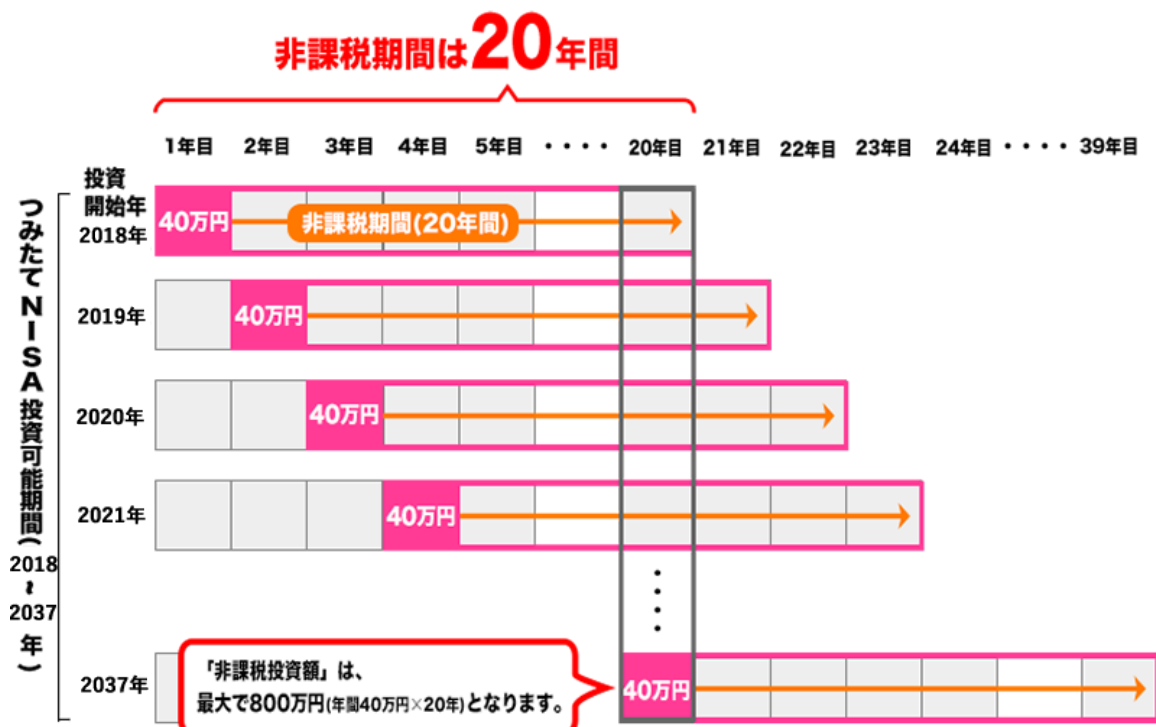
NISA 口座を開設する金融機関は 1 年単位で変更可能です。また、NISA 口座内で、つみたて NISA と一般 NISA を 1 年単位で変更することも可能です。

3)は、 不適切

NISA 口座内で生じた分配金や譲渡益はすべて非課税となります。

NISA＝少額投資非課税制度

出典：金融庁



|         |                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用できる方  | 日本にお住まいの20歳以上の方（※1）（口座を開設する年の1月1日現在）<br>ただし、 <u>つみたてNISA</u> と一般NISAはどちらか一方を選択して利用可能 |
| 非課税対象   | 一定の <u>投資信託</u> への投資から得られる <u>分配金</u> や譲渡益                                           |
| 口座開設可能数 | 1人1口座（※2）                                                                            |
| 非課税投資枠  | 新規投資額で毎年40万円が上限（※3）（非課税投資枠は20年間で最大800万円）                                             |
| 非課税期間   | 最長20年間                                                                               |
| 投資可能期間  | 2018年～2037年                                                                          |

\*1 …0歳～19歳の方は、ジュニアNISA口座をご利用いただけます。詳しくはジュニアNISAページをご覧ください。

\*2 …NISA口座を開設する金融機関は1年単位で変更可能です。また、NISA口座内で、つみたてNISAと一般NISAを1年単位で変更することも可能です。ただし、つみたてNISAですでに投資信託を購入している場合、その年は他の金融機関又は一般NISAに変更することはできません。

\*3 …未使用分があっても翌年以降への繰り越しはできません。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

----- 《設 例》 -----

X株式会社に勤務する会社員のAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんの4人家族である。Aさんは、2020年中に「ふるさと納税」の制度を初めて利用し、10の地方自治体に計10万円の寄附を行っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん （54歳） ： 会社員

妻Bさん （51歳） ： 専業主婦。2020年中に、パートタイマーとして給与収入80万円を受け取っている。

長男Cさん（25歳） ： 無職。2020年中の収入はない。

二男Dさん（20歳） ： 大学生。2020年中の収入はない。

＜Aさんの2020年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額 ： 820万円

(2) 不動産所得の金額 ： 100万円

※妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2020年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》

Aさんの2020年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 628 万円
- 2) 728 万円
- 3) 920 万円

＜資料＞給与所得控除額

| 給与収入金額 |       |  | 給与所得控除額                           |
|--------|-------|--|-----------------------------------|
| 万円超    | 万円以下  |  |                                   |
|        | ～ 180 |  | 収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円) |
| 180    | ～ 360 |  | 収入金額×30%＋8万円                      |
| 360    | ～ 660 |  | 収入金額×20%＋44万円                     |
| 660    | ～ 850 |  | 収入金額×10%＋110万円                    |
| 850    | ～     |  | 195万円                             |

【答え】

A さんの給与所得の金額

給与所得＝給与収入－給与所得控除

A さん 給与所得＝給与収入 **820 万円**  
－ 給与所得  $820 \times 10\% + 110 = 192$  万円  
＝**628 万円** となります。

※給与収入が 850 万円以下ですので**所得金額調整控除は計算不要**です。

【不動産所得の金額】

不動産所得の金額は＜設例＞より **100 万円**

所得税における**総所得金額＝給与所得＋不動産所得**

$628 \text{ 万円} + 100 \text{ 万円} = \underline{\text{728 万円}}$

したがって正解は 2) です。

《問 8》

Aさんの2020年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①～③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i) 「妻Bさんの2020年分の合計所得金額は25万円です。妻Bさんの合計所得金額は（ ① ）万円以下となりますので、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます。Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の額は、（ ② ）万円です」

ii) 「Aさんが適用を受けることができる扶養控除の額は、（ ③ ）万円です」

- 1) ① 38    ② 26    ③ 76
- 2) ① 48    ② 38    ③ 101
- 3) ① 103    ② 38    ③ 63

## 【答え】

### i) 配偶者控除

納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。これを配偶者控除といいます。

なお、平成 30 年分以後は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除は受けられません。

### ●控除対象配偶者となる人の範囲

控除対象配偶者とは、その年の 12 月 31 日の現況で、下記、要件のすべてに当てはまる人です。

- ・民法の規定による配偶者であること（内縁関係の人は該当しません）。
- ・納税者と生計を一にしていること。
- ・年間の合計所得金額が 48 万円以下 であること。（給与のみの場合は給与収入が 103 万円以下）
- ・青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

### ●配偶者控除額の金額

| 控除を受ける納税者<br>本人合計所得金額  | 控除額          |           |
|------------------------|--------------|-----------|
|                        | 一般控除対象配偶者    | 老人控除対象配偶者 |
| 900 万円以下               | <u>38 万円</u> | 48 万円     |
| 900 万円超 950 万円<br>以下   | 26 万円        | 32 万円     |
| 950 万円超 1,000 万<br>円以下 | 13 万円        | 16 万円     |

ii)

所得税法上の控除対象の扶養家族がいる方が、一定金額を控除することができます。

控除できる金額は下記の通りです。

| 対象扶養家族      | 年齢                             | 控除額   |
|-------------|--------------------------------|-------|
| 一般の控除対象扶養家族 | 16 歳以上 18 歳以下<br>23 歳以上 69 歳以下 | 38 万円 |
| 特定扶養親族      | 19 歳以上 22 歳以下                  | 63 万円 |
| 非同居老人扶養親族   | 70 歳以上                         | 48 万円 |
| 同居老人扶養親族    |                                | 58 万円 |

長男 C さん(25 歳)

は A さんと生計を一にする 16 歳以上の収入なし、一般扶養親族

・・・ 38 万円の控除

二男 D さん(20 歳)

19 歳以上 23 歳未満で収入がないので、特定扶養親族

・・・ 63 万円の控除

対象扶養家族合計＝38 万円＋63 万円＝101 万円となります。

したがって正解は 2) ①48、②38、③101



《問 9》

Aさんの2020年分の所得税の確定申告に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「不動産所得の金額が20万円を超えるため、Aさんは所得税の確定申告をしなければなりません」
- 2) 「Aさんは、所得税の確定申告をすることで、ふるさと納税で寄附した10万円の全額について、2020年分の所得税額から控除されます」
- 3) 「確定申告書は、原則として、2021年2月16日から3月15日までの間にAさんの住所地を所轄する税務署長に提出してください」

## 【答え】

1) は適切

給与所得のみの方は、原則的に勤務する企業で年末調整を受けることで確定申告が不要となります。

例外として、下記に該当する場合には確定申告書の提出義務があります。

- ・ 給与の年間収入金額が 2,000 万円を超える人(年末調整の対象外)
- ・ 給与所得および退職所得以外を除く所得金額の合計額が 20 万円を超える人
- ・ 2 か所以上の会社から一定額の給与支払いを受けている人
- ・ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人

Aさんは給与所得以外に不動産所得 100 万円を得ており、その額が 20 万円を超えているので確定申告の義務者となります。

2) は不適切

ふるさと納税では、寄附した金額から 2,000 円を引いた金額が寄附金控除として所得控除されます。寄付金控除は税額控除ではありません。

税額控除：税額控除とは、課税所得金額に税率を乗じて算出した所得税額から、一定の金額を控除するものです。

<例> 配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除など

3) は適切

所得税の確定申告書は、原則として納税者の住所地を管轄する税務署長に提出します。なお、提出期間は所得があった年の翌年 2 月 16 日から 3 月 15 日の間です。

したがって正解は 2) です。

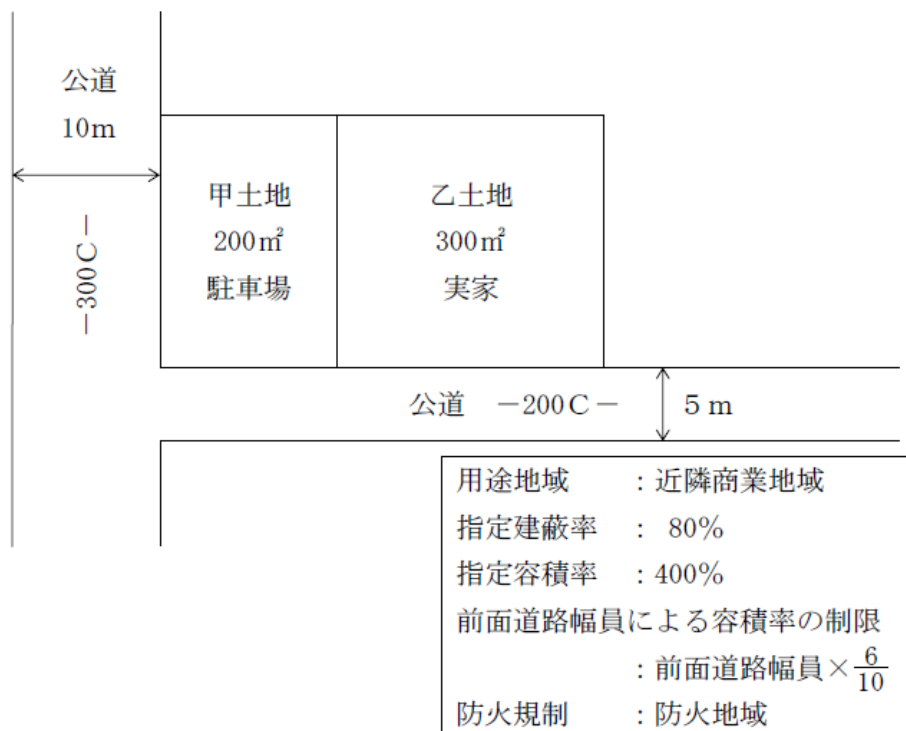
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（58歳）は、2020年9月、父親が死亡し、アスファルト敷きの月極駐車場（甲土地）および実家（建物とその敷地である乙土地）を相続により取得した。父親が1人で暮らしていた実家の建物は、父親が亡くなったときのまま、空き家として放置している。

Aさんは、別の都市に自宅を保有し、居住しているため、実家に戻る予定はない。築45年の実家の建物は老朽化が激しく、管理にも手間がかかるため、Aさんは実家の建物を取り壊し、乙土地を売却するか、あるいは乙土地上に賃貸マンションを建築することを検討している。

＜甲土地および乙土地の概要＞



- ・ 甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- ・ 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》

乙土地に耐火建築物を建築する場合の①建蔽率の上限となる建築面積と②容積率の上限となる延べ面積の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) ① 270 m<sup>2</sup> ② 1,200 m<sup>2</sup>
- 2) ① 300 m<sup>2</sup> ② 1,200 m<sup>2</sup>
- 3) ① 300 m<sup>2</sup> ② 900 m<sup>2</sup>

【答え】

①建築面積の上限

建築面積の上限＝土地の面積×土地の建ぺい率

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

|                                 |                         |
|---------------------------------|-------------------------|
| ① 防火地域内にある耐火建築物                 | プラス 10%                 |
| ② 特定行政庁が指定する角地                  | プラス 10%                 |
| ③準防火地域の耐火・準耐火建築                 | プラス 10%                 |
| 上記の①②の両方に該当する場合(10%+10%)        | プラス 20%                 |
| 建ぺい率が 80%とされている地域内で、防火地域内の耐火建築物 | 建ぺい率 100<br>(建ぺい率の制限なし) |

乙土地は、建蔽率 80%の区域かつ防火地域であり、建築しようとしている建物は耐火建築物ですので、建蔽率を 100%として計算できます。

建築面積の上限＝300 m<sup>2</sup>×100%＝300 m<sup>2</sup>

## ②延べ面積の上限

$$\text{延べ面積の上限} = \text{土地面積} \times \text{その土地の容積率}$$

※容積率には、**前面道路の幅が 12m 未満の場合**、用途地域によって制限があります。計算式結果と指定容積率を比べて、**小さいほうが容積率の上限です**。（前面道路の幅が 12m 以上は指定容積率を使用）

住居系用途地域の場合……前面道路幅  $\times 4/10$

**その他の用途地域の場合…前面道路幅  $\times 6/10$**

本問は乙土地の単独利用なので前面道路は乙土地に接している 5m 道路となります。用途地域は近隣商業地域ですので乗数は 6/10

**指定容積率が 400%、**  
前面道路の幅  $\times$  法定乗数が「 **$5\text{m} \times 6/10 = 3.0 = 300\%$** 」となります

**指定容積率 400% > 計算後指定率 300%**  
容積率は 2 つを比べて小さい 300% となります。

乙土地は 300 m<sup>2</sup> ですので延べ面積の限度は、

$$300 \text{ m}^2 \times 300\% = \underline{\underline{900 \text{ m}^2}}$$

したがって正解は、3) ①300 m<sup>2</sup>、②900 m<sup>2</sup>

《問 11》

「被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例」（以下、「本特例」という）に関する以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i) 「被相続人の居住用家屋およびその敷地を取得した相続人が、本特例の適用を受けて、その家屋または敷地を譲渡した場合、最高（ ① ）万円の特別控除の適用を受けることができます。本特例の対象となる家屋は、（ ② ）年5月31日以前に建築されたもので、マンションなどの区分所有建物登記がされている建物は対象になりません」

ii) 「本特例の適用を受けるためには、譲渡価額が（ ③ ）円以下であること、2023年12月31日までに行われる譲渡で相続開始日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡することなど、所定の要件を満たす必要があります」

- 1) ① 3,000 ② 1981（昭和56） ③ 1億
- 2) ① 3,000 ② 1991（平成3） ③ 1億6,000万
- 3) ① 1,000 ② 2001（平成13） ③ 1億6,000万

## 【答え】

i)

### ●概要

「被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例」

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を、平成 28 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高 3,000 万円まで控除することができます。

●特例の対象となる「被相続人居住用家屋」及び「被相続人居住用家屋の敷地等」

下記の次の 3 つの要件全てに当てはまるもの

- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたこと。
- ・ 区分所有建物登記がされている建物でないこと。
- ・ 相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと。

●特例を受けるための適用要件

・ 売った人が、相続又は遺贈により被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等を取得したこと。

・ 相続の開始があった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに売ること。

・ 相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋を売るか、被相続人居住用家屋とともに被相続人居住用家屋の敷地等を売ること。

・ 相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋の全部の取壊し等をした後に被相続人居住用家屋の敷地等を売ること。



- ・ 売却代金が1億円以下であること。

- ・ 売った家屋や敷地等について、相続財産を譲渡した場合の取得費の特例や収用等の場合の特別控除など他の特例の適用を受けていないこと。

- ・ 同一の被相続人から相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等について、この特例の適用を受けていないこと。

- ・ 親子や夫婦など特別の関係がある人に対して売ったものでないこと。

したがって正解は、1) ①3,000、②1981（昭和56）、③1億円

《問 12》

Aさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「等価交換方式とは、Aさんが所有する土地の上に、事業者が建設資金を負担してマンション等を建設し、完成した建物の住戸等をAさんと事業者がそれぞれの出資割合に応じて取得する手法です」
- 2) 「甲土地と乙土地を一体とした土地に賃貸マンションを建築する場合、乙土地単独での有効活用に比べて、上限となる容積率が大きくなります」
- 3) 「甲土地の前面道路（幅員 10mの公道）の相続税路線価は、1㎡当たりの価額が 300 万円であることを示しています」

## 【答え】

1)は 適切

等価交換方式は、土地の所有者が提供した土地に、業者であるデベロッパーが建物を建築し、出資比率に応じて土地・建物の権利を配分する事業方式です。

2)は 適切

甲土地と乙土地を一体利用すると、前面道路は 10m となります。

《問 10》で乙土地を単独利用すると、容積率は 300%でした。  
一体化することで、容積率は指定容積率より大きくなりますが、容積率が小さい方を基準としますので

指定容積率  $400\% < 600\% (10\text{m} \times 6/10)$  となり

一体化することにより、単独利用より 100%増加します。

3)は 不適切

設例の図の 10m道路上に記載されている「300C」は相続税路線価を表します。「300C」の数値部分は土地の 1 m<sup>2</sup>当たりの評価額を千円単位で示しています。

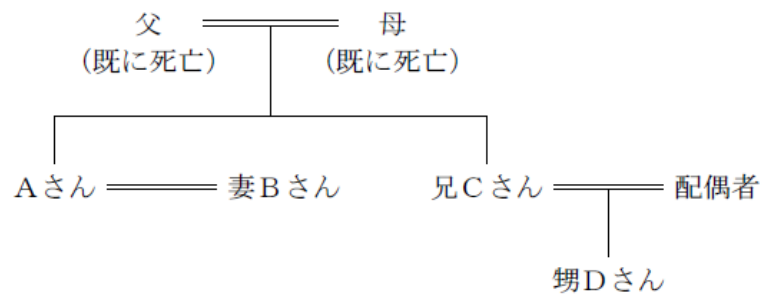
甲土地の前面道路（幅員 10mの公道）の相続税路線価は 1 m<sup>2</sup>あたり  
 $1,000 \text{ 円} \times 300 = 300,000 \text{ 円} = 30 \text{ 万円}$  となります。

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（70歳）は、妻Bさん（70歳）との2人暮らしである。Aさん夫妻には、子がない。Aさんは、妻Bさんに全財産を相続させたいと考えており、遺言書の準備を検討している。

＜Aさんの親族関係図＞



＜Aさんの主な所有財産（相続税評価額）＞

|                   |   |            |
|-------------------|---|------------|
| 1. 現預金            | : | 7,500万円    |
| 2. 上場株式           | : | 2,000万円    |
| 3. 自宅敷地（250㎡）     | : | 8,000万円（注） |
| 自宅建物              | : | 1,000万円    |
| 4. 賃貸アパート敷地（250㎡） | : | 5,000万円（注） |
| 賃貸アパート建物（築8年・6室）  | : | 2,500万円    |
| 合計                | : | 2億6,000万円  |

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》

遺言に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「遺言により、Aさんの全財産を妻Bさんに相続させた場合、兄Cさんおよび甥Dさんが遺留分侵害額請求権を行使する可能性があります」
- 2) 「Aさんは、自身が作成した自筆証書遺言を法務局（遺言書保管所）に預けることができます」
- 3) 「公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成するものです」

## 【答え】

1) は不適切

民法では、**兄弟姉妹以外の法定相続人**で、配偶者と子、親、代襲相続人にも遺留分が認められます。

被相続人の兄弟姉妹には遺留分が認められていません。よって、遺言書では兄 C さん及び甥 D さんの**遺留分侵害額請求権を行使する必要はありません**。

2) は適切

2020 年 7 月 10 日より、**自筆証書遺言を法務局で保管**する制度ができました。この制度では、**遺言書の検認が不要**となります。

3) は適切

公正証書遺言とは遺言者が**証人 2 人以上の立会いのもと、公証人へ口頭**で遺言の内容を伝え、**公証人が遺言書を作成**します。相続手続きをする際に、**家庭裁判所の検認は不要**となります。遺言書の原本は公証人が管理します。

《問 14》

仮に、Aさんの相続が現時点（2021年1月24日）で開始し、Aさんの相続に係る課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）が1億5,000万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 3,100万円
- 2) 3,350万円
- 3) 4,300万円

＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

| 法定相続分に応ずる取得金額 |   |        | 税率  | 控除額     |
|---------------|---|--------|-----|---------|
| 万円超           |   | 万円以下   |     |         |
|               | ～ | 1,000  | 10% | —       |
| 1,000         | ～ | 3,000  | 15% | 50万円    |
| 3,000         | ～ | 5,000  | 20% | 200万円   |
| 5,000         | ～ | 10,000 | 30% | 700万円   |
| 10,000        | ～ | 20,000 | 40% | 1,700万円 |

【答え】

相続税額の総額の算出方法（1段階～4段階）

1. 課税遺産総額－相続税基礎控除＝（本問 1 億 5,000 万円）
2. 各自が法定相続分で相続した場合の各自の課税遺産額算出
3. 各自の課税遺産額に相続税を掛け、相続税額を算出
4. 各相続人が実際に取得した相続分に応じて相続税額を按分

以上に従って計算しましょう。

A さんには子がなく、両親も死亡しているので、法定相続人は配偶者と兄弟姉妹となります。

| 配偶者のみ  |                    | 相続分すべて   |     |       |
|--------|--------------------|----------|-----|-------|
| 順位     | 範囲                 | 法定相続分    | 配偶者 | 配偶者なし |
| 第 1 順位 | 子                  | 1/2 で均等分 | 1/2 | 均等    |
| 第 2 順位 | 直系尊属<br>父母・祖父母の順   | 1/3 で均等分 | 2/3 | 均等    |
| 第 3 順位 | 兄弟姉妹<br>第 1・2 がいない | 1/4 で均等分 | 3/4 | 均等    |

配偶者と兄弟姉妹の場合、  
法定相続分は、配偶者  $3/4$ 、兄弟姉妹  $1/4$  です。

- ・妻 B さん …  $3/4$
- ・兄 C さん …  $1/4$

算出方法 1.

本問 課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）  
＝1 億 5,000 万円 基礎控除＝3,000 万円＋600 万円×法定相続人

算出方法 2.

妻 B さん : 1 億 5,000 万円× $3/4$ ＝1 億 1,250 万円  
兄 C さん : 1 億 5,000 万円× $1/4$ ＝3,750 万円



算出方法 3.

速算表より、2 人の相続税額を算出します。

妻 B さん：1 億 1,250 万円  $\times 40\% - 1,700$  万円  $= \underline{2,800}$  万円

兄 C さん：3,750 万円  $\times 20\% - 200$  万円  $= \underline{550}$  万円

本問では法定相続分での相続税額の総額になりますので  
算出方法 4. は使用しません。

相続税額を合算した金額が相続税の総額になります。

$2,800$  万円  $+ 550$  万円  $= 3,350$  万円

したがって正解は 2) です。

《問 15》

現時点（2021 年 1 月 24 日）において、A さんの相続が開始した場合に関する以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i) 「妻 B さんが自宅の敷地を相続により取得し、当該敷地の全部について、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた場合、減額される金額は（ ① ）となります。なお、自宅の敷地について優先して本特例の適用を受けた場合、貸付事業用宅地等として適用を受けることができる面積は所定の算式により調整しなければなりません」

ii) 「配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けた場合、妻 B さんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と 1 億 6,000 万円とのいずれか（ ② ）金額までであれば、納付すべき相続税額は算出されません」

iii) 「相続税の申告書の提出期限は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（ ③ ）以内です」

- 1) ① 6,400 万円 ② 多い ③ 10 カ月
- 2) ① 1,600 万円 ② 少ない ③ 10 カ月
- 3) ① 6,400 万円 ② 少ない ③ 4 カ月

## 【答え】

i)

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

小規模宅地の相続税の特例とは主な財産は自宅や事業用資産ですが、多額の相続税がかかるために、それを回避できるように設けられた特例制度です。贈与にはこの特例はありません。相続や遺贈により取得した被相続人の居住用や事業用の建物に対して、一定の条件で通常の評価額から一定の割合を減額します。

| 区分      | 要件                   | 面積   | 割合  | 備考                        |
|---------|----------------------|------|-----|---------------------------|
| 特定居住用宅地 | 被相続人の居住用で、取得者が配偶者の親族 | 330㎡ | 80% | 特定居住用と特定事業用の併用では730㎡まで適用可 |
| 特定事業用宅地 | 被相続人の事業用で、取得者が一定の親族  | 400㎡ | 80% | 相続税申告まで事業を引き継ぐ            |
| 貸付事業用宅地 | 不動産貸付用の宅地（賃貸マンション等）  | 200㎡ | 50% | 相続税申告期限までに譲渡した場合は除く       |

小規模宅地の評価減の特例として 330 ㎡までの部分につき相続税評価額が 80%減額されます。

妻 B さん自宅の敷地は、250 ㎡です。自宅相続評価額は 8,000 万円  
よって、減額金額は  $8,000 \text{ 万円} \times 80\% = \underline{6,400 \text{ 万円}}$

ii)

配偶者に対する相続税額の軽減

被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、下記の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

- ・ 1 億 6 千万円
- ・ 配偶者の法定相続分相当額

※相続税の申告期限までに遺産分割されていない財産は税額軽減の対象になりません。

ただし、相続税の申告書又は更正の請求書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付した上で、申告期限までに分割されなかった財産について申告期限から3年以内に分割したときは、税額軽減の対象になります。

iii)

相続税の申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に、被相続人の死亡時の住所地を所轄する税務署長に提出することになっています。

相続開始から4か月以内は所得税の準確定申告の期限のことです。

したがって正解は、1) ①6,400万円、②多い、③10か月

(終)